

一般社団法人日本応用地質学会 国際委員会運営規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）国際委員会（以下「委員会」という）は、定款第 4 条五及び六の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第 86 条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 国際交流に関する企画、立案及び業務の遂行に関する事項
- 二 国際的な会議、シンポジウム、講演会等の行事に関する事項
- 三 諸外国との連絡、文献交換等に関する事項
- 四 国際応用地質学会(International Association for Engineering Geology and Environment : IAEG)の日本支部の事務局に関する事項

第 2 章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、規則第 70 条第①項に従い原則として 20 名以内とする。

②委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名をおく。

③委員会の委員長は、規則第 70 条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

(職務)

第 4 条 委員長は委員会の事務を統括する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、規則第 72 条第①項により、理事会において選任し、会長が依嘱する。

②委員は、規則第 72 条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が依嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、規則第 73 条第①項により、2 年とする。ただし再任を妨げない。

②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第 73 条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第 7 条 委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が招集する。

②委員会は原則として 2 か月に 1 回程度の割合で開催する。

③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合は、その結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第 8 条 委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛に提出する。

③議事は、規則第 75 条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 委員長は、規則第 76 条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第 76 条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提出し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第 11 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 5 月 21 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。